

今日のわが国における 子ども虐待の増加と児童家庭福祉の課題

An Examination on the Role of
the Child Family Well Being Policy
Concerning the Increasing Child Abuse in
Nowadays Japanese Society

元木久男

(1) はじめに—深刻化する子ども虐待—

わが国でも、1990年代に入る前後あたりから、にわかに子どもに対する虐待が深刻な問題として浮上するようになり、この問題への公私の施策や対応も積極的に取組まれるようになっている。虐待に起因すると思われる死亡事故やあからさまの殺傷事件もマスコミ等で盛んに報道され、問題の深刻さは一層真実味を帯びてきた。筆者が本稿を執筆しているあいだにも数件の虐待によるとみられる子どもの死亡事件がテレビニュースや新聞で報道されていた。「児童の世紀」として幕を開けたはずの20世紀の世紀末になって、皮肉なことに、これまで子どもを慈しみ大切に育てる、子どもの虐待とは無縁の社会だと思われてきたわが国が、実際は子ども虐待の横行する社会なのではないかを疑わせるようになったのである。

子ども虐待についての統計をみても、たとえば、周知のように児童相談所での子どもへの虐待に関する相談受付件数は近年まさにうなぎ登りに増加している。1990年度から養護相談中の虐待の把握が始められたが、90年度の虐待に関する相談件数が1,171であったのが、95年度は、2,722、その後年度ごとに急激な増加をみせ、99年度には、11,631と1万件を超え、さらに、2001年度には23,272と、なんと2万件を超えてしまったのである。児童相談所での虐待の相談件数でみると、この10年間でじつに20倍以上の増加がみられるのである。尤も、これらの数値は、この10年間で虐待を受ける子どもが20倍以上増加していることを意味するというより、むしろ、子ども虐待に対する社会的な意識が高まり、また「児童相談所職員やその他子どもに関わる人々の意識が高まった結果、これまで見過ごされていたものに気づくようになったり、掘り起こされたりして相談や報告の数が増えた」⁽¹⁾事実を示しているとみなすべきであろう。したがって、虐待の相談件数の増加は、今まで潜在し表面に表れていなかった子ども虐待が急速に顕在化するようになったことを意味すると考えてよいであろう。そうであるならば、また、虐待の相談件数や報告数がこのまま同様の増加傾向を続けるとするなら、今日のわが国も、いつ頃からそうした社会となったかはさておくとしても、子ども虐待がかなり頻発する、子どもの育成をめぐる深刻な問題を抱える社会であることは明らかである。このような事態を受けて、厚生省は1996年に児童相談所を中心とした虐待防止システムの創出を目指した児童虐待ケースマネジメント事業を実施し、翌97年には、厚生省児童家庭局長通

知『児童虐待に関する児童福祉法の適切な運営について』で、児童福祉法に規定する通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申し立てなどの解釈・運用に当たっての留意点をまとめ、それらの児童相談所や児童福祉施設への周知徹底を図り児童福祉法の適正な運用による子ども虐待問題への積極的な取組みを要請している。さらに98年には、厚生省児童家庭局企画課長通知「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」により、国民の申告義務についての周知徹底や児童相談所における即応体制の整備などの5項目にわたる緊急に対応すべき事項を示し、児童相談所等へのその周知徹底を求め、99年には新たに『子ども虐待対応の手引き』も発行している。そして、2000年5月には『児童虐待の防止等に関する法律』も成立し、子ども虐待への国の精力的な取組みが展開していく。

ところで、親による子どもの養育をめぐる状況はむしろ良好になっているとみる広田照幸は、一般にいわれる子ども虐待の増加に疑惑を表明したうえで、「子どもを虐待する親がいなくなったわけではない」と、現在でも子ども虐待の発生が絶えない事実に注目し、子どもを虐待する親に2種類のタイプがあるとする。一つは「高学歴の専業主婦によくみられるタイプ」で、こうしたタイプの親は育児にある意味で真面目すぎる結果、自分の思いどおりいかない育児に苛立ち子どもを虐待してしまうという。したがってこうしたタイプの親による虐待の発生を防ぐには、なによりも「もっとアバウトな子育てがアドバイスされる必要がある」と指摘する。いま一つは、生活困難に陥っている親であり、こうした親は経済的な余裕の無さから子どもへ暴力を振るったり、子どもの養育を怠ったりするのだという。そして、子どもの死亡に至るような深刻な虐待はじつは後者のタイプの親によるものが大半を占めているのだとし、このような親には「行政による啓蒙や心理相談のような対処は有効」ではなく、「親の側に経済的・時間的・文化的なゆとりをつくってやることが必要」だと主張する。⁽²⁾ 子どもを虐待する親に以上のような異なる2つのタイプがあるとの見解の是非についてはさておくとして、ここで注目したいのは、現在の子ども虐待問題が家庭で子どもを養育する親の条件と密接に結びついたものであり、子どもにとってみれば、どのような親に養育されるかによって、場合によっては虐待を受けるかもしれないという事実である。マニュアルどおり子育てをしようとし、その結果苛立ったり、育児不安に陥る親や、余裕のある生活を築けず子どもに当たり散らしたり、まともに育てようとしない親。あるいは、「子育てに対する責任意識が十分でないまま親になって」、親の責任を果たさず子どもを放置する親。⁽³⁾

子どもは親を選べないといわれる。こうした親をもった子どもこそ不運としかいいようがないということなのだろうか。子どもはどう育っていくかが大人の手に委ねられた、あくまでも受け身の存在であるしかないのであろうか。副田義也は「運命の場としての家族」について論じるなかで、「ひとは自ら誕生する家族を選択することができない……ひとが最初に出会う不条理はある家族のなかに一方的に生み落とされるということである」と述べる。そして、彼の行なった生別母子家庭の聞き取り調査の事例を引いて、女癖が悪く、暴力を振るう最低の男であって、今も憎み続ける別れた夫と顔立ちが似てくる長男についての母親の告白を紹介する。「息子にその夫の面影がある。それを意識すると、息子には悪いと思いつつ、かれにたいしてうとましさ、嫌悪感がこみあげてくるのをおさえられない。それらの感情が言葉や動作にあらわれるのが、自分でもわかる」と。副田は、この息子にとって、「かれの家族は、より具体的にいえば母子関係や兄弟関係の体験は、不幸な運命であり、不条理そのものである……（こうしたかれの意思ではいかんともしがたい一筆者）

生まれ落ちた条件によって、かれは母親にうとまれ、嫌われつつ、いきてゆかねばならない。かれは不幸を一方的に体験させられることになる」と解説する。⁽⁴⁾ 子ども虐待、さらに多くの子どもの養護問題の背後に共通にみられるのがこうした構造なのではないだろうか。満足な家庭養育を受けられない、場合によっては親から虐待さえ受ける子どもたち。そうした親の条件を選べず、親の条件に一方的にはめ込まれる不条理。さらに、こうした不運が世代間で連鎖さえすることもあるとう不条理。従来の家族の代替から家族機能強化を目指す家族の補完・支援に重点をシフトした児童家庭福祉は、こうした不運のなかにいる子どもたちに親の条件を改善することによって援助しようとする。だが、それは親の条件が子どものウェルビーイングを直接・一方的に左右するという上に述べたような不条理の構造を根本的に変えるものでは決してない。その点で、子ども虐待問題は、虐待を含めた子どもの養護問題へ対応しようとするいまの児童家庭福祉施策の限界をさらけ出しているといえるかもしれない。すなわち、いまの児童家庭福祉は、自分を庇護する存在であるはずの親から虐待を受けたり、ネグレクトされるといった不運な子どもの救済を目指すことはできても、なぜそのような不運のなかに生まれ落ちるのかが等閑視される結果、親の条件が子どものウェルビーイングを一方的に左右するという不条理の構造に何ら変更を迫るには至らないのである。そこで、本稿では、今日の子ども虐待の性格を明らかにする作業をとおして、こうした不条理の構造に変更を迫りうる新たな児童家庭福祉の可能性を探っていくことにしたい。

(2) 過去からみる今日の虐待ー子どもの権利の確立・標榜と新たな子ども虐待の発生ー

さて、1990年前後以降明らかになった子ども虐待の頻発する事実は、ほんとうにわが国が「子ども虐待の社会」である、すなわち子どもを慈しみ庇護する子ども中心主義の社会では決してないことを意味するものなのであろうか。虐待が子どもにとってみれば自ら与り知れぬ不運・不条理の極みであるとするならば、なによりも、わが国もこうした子どもの虐待が誘発されやすい社会となってしまったのかを検討しなくてはならないはずである。そこで、子どもの虐待に関して、過去に比べて現在の状況がどのように評価されるものであるかの考察をとおして現在頻発している子ども虐待の性格を探っていくことにしたい。まず、社会問題の構築という視点から子どもの虐待について論じた上野加代子は、アメリカの子ども虐待の歴史に関する研究について、それが『『いったい昔は子どもにひどいことをする親はいなかったのか』という自問から出発』し、そして「子どもをムチ打ったり、世話をしない親の数が歴史的にみて増加してきたという主張は皆無で、むしろ、今日的基準からすれば虐待的であるとみなされる子どもの扱いが、歴史的に確実に減少してきている、あるいはすくなくとも、昔も今日と同様の虐待が存在していたにちがいないと判定」を下しているという。つまり、「近年において児童虐待をきわめて深刻な社会問題として問題提起している研究者の誰もが、今日的な基準にてらすと、以前の養育者たちのほうが子どもにたいしてより虐待的であったにちがいない、と信じている」わけであるが、上野は、このことが「児童虐待の増加ないし深刻化ということとその社会問題化ということとは、基本的にまったく別のこと」だとの含意をもつ点を指摘する。⁽⁵⁾ もしそのとおりだとすると、またわが国についても、知られているように過去における墮胎や間引き、子どもの人身売買の横行や深刻な子どもの労働搾取があった事実から同様なことがいえるとするなら、現在の我が国の状況は「子ども虐待の社会」というより、「子ども虐

待を深刻に受けとめる社会」といった方が妥当だということになろう。

子ども虐待が社会問題として構築されるという点についての論議は本稿ではさておくことにして、現在日本が「子ども虐待の社会」であるのかについてもう少しみでいくことにしよう。池田由子は「社会が貧しく、また子どもの人権を認めずに行う虐待」である「社会病理としての児童虐待」と「社会が子どもの人権を認めるようになってからも、親個人の精神病理として行われる虐待、あるいは家族全体の病理としてあらわれる虐待」である「精神病理・家族病理としての児童虐待」を区分して、現在のわが国では社会病理としての児童虐待は減少する傾向にあるが、精神病理・家族病理としての児童虐待は増加する傾向にあるという。⁽⁷⁾ 子どもの虐待は過去にも現在でもみられるものであるが、過去の虐待と今日の虐待ではその内容や性格が異なるというのである。池田が過去の虐待として紹介しているのは人身売買や身売奉公、貰い子殺しであるが、津崎哲郎も「わが国でもそう遠くない昔、貧困や窮乏に対するやむをえない対処として、間びきや人身売買が世間の暗黙の了解事項になっていたし……年端もゆかない児童が奉公や町工場の労働力として酷使されていた」が「豊かな社会が標榜される現代社会においては、確かに旧来の貧困をベースとする虐待は影をひそめてしまったかに見える」にもかかわらず、子どもは豊かな環境のなかで育てられるようになった「反面孤立し、密室化した都市社会の家族の中で、確実に児童の養育をめぐるトラブルが増加している」と、今日の虐待が過去のものとは異なる点を指摘している。⁽⁸⁾ 過去のものとは異なるという意味で今日の虐待を「新しい虐待」とでも呼べば、現在の日本では、過去に行われていたタイプの子ども虐待は減少したが、新しい虐待は増加傾向にあるということになろう。ただし、この過去のタイプだと新しいとかいうのは、あくまでも産業化の進んだ比較的豊かな社会においてそういうのだという点をつけ加えておこう。許斐有も子ども虐待について、「かつては子どもに対する大人の不当な取り扱いや搾取の全体を指す用語であった」が、「最近児童虐待といわれるのは、主として養育の過程でなされる、親または親に代わる養育者による子どもの人権侵害行為である」と、過去の虐待と現在のそれとでは内容や形態が異なる点を指摘している。⁽⁹⁾

以上にみてきたことから、現在のわが国においても深刻化する子ども虐待問題は、過去に比べて子どもへの虐待が増加している問題、換言すれば、わが国を含めた現代の先進工業国社会が他の社会に比べて子ども虐待の頻発する社会となってしまっているために生じる問題だと理解するのは不適当だということが示唆されよう。つまり、どうやら、単純に過去に比べて虐待される子どもが増えているから深刻だということではなさそうなのである。むしろ、子ども虐待を深刻な問題だとさせる新たな社会状況の出現が深く関与しているのではないかと思わせる。まず、今日の子どもの虐待は、子どもの権利が確立し、子どもの人権が認められるようになっている事実と複雑に絡み合っている。なによりも、いま子ども虐待は、子どもの権利条約が発効し子どもの権利が確立しているとみなされる社会に発生しているのである。だからこそ、虐待は子どもに対する人権侵害行為とみなされるわけである。周知のように、「児童の世紀」とされる20世紀に入って児童保護事業が本格化し、産業化の進んだ先進諸国では、子どもをめぐる状況は多くの進歩を遂げたとみなされている。とくに20世紀後半には「平和と安定の中に生産は躍進し、かつてない豊かな社会を出現せしめ……子どもはこの豊かな社会に生まれ安らかな家庭でつつがなく育ち、十分な教育を受け、立派に成人できる……かつての過酷な時代を考えるならまさに天国であり、児童期のゴールデンエイジの到来」⁽¹⁰⁾とでもいえる状況が出現した。それとともに、児童観も進歩し、子どもの権利が着実に確立し

てきた。いうまでもなく、子どもの権利は、国際的には、1924年のジュネーブ児童権利宣言で産声をあげ、47年の国連の世界人権宣言、それを踏まえての59年の国連の児童権利宣言、その20年目に当たる79年国際児童年、そして89年の子どもの権利条約へと着実に実を結んできた。わが国においても、戦後いち早く、児童福祉法や児童憲章のなかで子どもの権利が高らかに唱いあげられ、94年には子どもの権利条約への批准も済ましている。ところが、こうした子どもの権利の確立にもかかわらず、また「児童期のゴールデンエイジの到来」への期待にもかかわらず、アメリカ社会についていえば、井垣章二がいみじくも述べているように、1962年のケンプの論文『殴打児童症候群』が発火点となって明らかにされていく子ども虐待の蔓延の事実によって「アメリカ児童中心社会はここに崩壊する」ことになる。子どもの権利が標榜され、子どもが一個の人格をもつ存在として尊重されるようになったはずの社会に発生する虐待だからこそ、その深刻さが一層際立つといえよう。わが国でも、「戦後の新憲法の成立とそれにともなう民法の改正、教育基本法、児童福祉法の制定により法の上の子ども観は大きく転換」し、「『子どもも一個の独立した人格であり、社会的な存在である』という子ども観」、「子どもを『権利の主体』と捉える子供観」¹²が確立しているにもかかわらず、子ども虐待が頻発している事実が明らかになったことに入びとは震撼するのではないだろうか。子どもの権利を標榜する立場からは、子ども虐待は「あってはならない」行為のはずである。

このように、今日の子ども虐待は子どもの権利が確立しているにもかかわらず発生する子どもに対する人権侵害行為であるが、子どもの権利の確立と子ども虐待との関係はまた違った側面をもつ。すなわち、子どもの権利が確立しているからこそ、虐待が人権侵害行為として深刻に受けとめられるという側面である。そして、そのことが（それまで潜在していた）子ども虐待を顕在化させる。たとえば、浅井春夫は、最近の子ども虐待への社会的関心の急速な高まりの背景要因のひとつに「子どもの権利についての認識の深まりによって、最も深刻な子どもの人権侵害行為であるというとらえ方がされるようになったこと」をあげ、さらに「その大きな影響を与えたものに……『子どもの権利条約』がある」点を指摘している。¹³また、厚生省児童家庭局の編集した『児童福祉法五十年の歩み』のなかでも、子ども虐待の急増の要因に地域や家庭の子育て機能の低下とともに、「平成6年の『児童の権利に関する条約』の批准を契機に、関係者の児童虐待に対する理解が深まった結果、家庭という密室中で潜在化していた児童虐待が発見され易くなつたこと」をあげている。¹⁴さらに、津崎も、子どもの虐待への関心が高まっている背景に、現代社会における「家族の弱体化と混迷が、児童の養育に暗い影を落としている結果」が関与しているだけでなく、「児童に対する人権意識の高揚が従来親の不可侵の領域であった躾や監護に社会的関心の目が向けられてきつつある結果でもある」可能性を示唆している。¹⁵そうだとすると、子どもの権利の確立・標榜は、「家庭という密室」や「親の不可侵の領域」といった私的領域にも社会の目を向けさせるようになり、こうした私的領域で子どもが虐待されているという、これまで潜在していた事実を社会的に露わにしたのだということになろう。

けれども、わが国の子ども虐待の顕在化が1990年前後あたりだったことを考えると、子どもの権利の確立・標榜と子ども虐待の顕在化の関係は実際はそう単純ではないことを思わせる。井垣は1985年の論文で主にアメリカ社会での子ども虐待問題について論じたあと、わが国の状況について「多くの先進諸国共通の問題として多大な関心を集めた児童虐待問題が、わが国において大きな話題とならず今日に至っているのは不思議ともいえる」が、それは「明らかに日本は、表向きそうだ

とするアメリカよりは児童中心社会」であるためなのだろうかと述べている。¹⁶⁾また、上野も、わが国で子ども虐待に关心が持たれるようになったのは比較的新しいとし、たとえば、日本子どもを守る会の編集する『子ども白書』で子ども虐待が本格的に取り上げられるようになったが1992版からである点や、大阪に「児童虐待防止協会」が発足したのが1990年、東京の「子ども虐待防止センター」の発足がその翌年である点などをあげている。¹⁷⁾だが、もっと早い時期からわが国でも子ども虐待が深刻な問題だと認識していた池田は、1987年発行の著書の中で、「外国からの訪問者、小児科医や精神科医たちは、日本に児童虐待はないと信じこんでいることが多い。日本の専門家の中にもそのような先入観がある。筆者は二年前専門的な会合で、ある家裁所長が『わが国では児童虐待はないから云々』と発言するのを聞いたことがある」が「果たしてそうなのであろうか?」と反問している。¹⁸⁾また、「虐待は家庭という密室内の出来事であり、親も子どもも外部に援助を求めるために、この現象は自然には社会的に明らかになりにくいという特性を持って」おり、欧米では「社会ぐるみで発見をしようとする努力の結果」、虐待の報告数が多くなっているが、「わが国ではまだその努力はなされていない」ため、「わが国の虐待はいまでも潜在化しており」、したがって潜在化している子ども虐待を社会的に明らかにして必要な援助を行なっていくためには虐待の発見体制と診断の方法の確立が必要だと指摘もみられる。¹⁹⁾子どもの権利が確立するようになっても、虐待は家族という私的領域で発生するものであるために、それを社会的に明るみに出すためには特別な努力が払われなくてはならないわけである。

さらに、子ども虐待が潜在化する傾向は、それが家庭という密室の中で発生するものであるがゆえに発見しにくいという理由だけでなく、家族というもののへの我われの期待や想いが深くかかわっている点にも留意する必要があろう。いわゆる母性神話を含めて親や家族はその子どもを大切に育てるはずであるという期待や想いである。母性神話に象徴されるような、親や家族は自分たちの子どもを大切に育てるものであって、虐待などするはずはないという強い期待や想いが虐待の事実からいきおい目を背けさせてきたとも考えられるのである。近代家族は子ども中心主義の家族であるとされるが、こうした家族をめぐる心性は子どもが家族のなかで虐待される事実に拒否反応を示すものではないだろうか。またさらに、家族という私的領域で発生するがゆえに虐待の顕在化が妨げられるのではないかについても、それがたんに家庭という密室の中で生じるから闇の中に封じ込められるという意味だけでなく、家族は、そもそも自助努力に委ねられる私的領域として、これまで公的な支援対象になりにくかったという事実が関わっている点にも留意する必要があろう。とくにわが国の場合、「家族それ自体の保護と援助を目的とする」という意味での狭義の家族政策が、わが国の家族に固有の家族意識と家族構造のために、西欧先進諸国のように「これまでのわが国の社会保障政策のなかに……確たるものとして確立してこなかった」ことを背景に、虐待等を含めて子どもの養育問題が積極的に政策対象化されることができたため虐待の発見が遅れてしまったとも考えられるのである。

以上のように、子どもの権利が確立し、標榜されるようになったとしても、子ども虐待の顕在化を抑制する因子の存在ため、現実に虐待が顕在化するには、虐待を発見してその発生の事実を社会的に明るみに出す積極的な努力が払われる必要があり、そのためにはなによりも、家族という自助努力に委ねられた私的領域に一步踏み込んだ政策的対応が積極的に図られるようになるのを待たなくてはならなかったのである。そして、たしかに、わが国で子ども虐待の急増が認められるように

なった時期の前後にそうした動きがみられる。わが国ではこれまで狭義の家族政策が不在であったと、上にみたとおり指摘する原田純孝は、こうした政策方針は1989年以降、予想を上まわる人口高齢化の速度の速さ、出生率のさらなる低下、労働力不足基調のもとでの女性の社会進出の一層の進展などのため、「新たな修正と手直しを余儀なくされている」と述べる。原田は、この政策方針の変化を2点にまとめているが、第1点目の高齢者福祉対策自体の見直しについてはいまの論議に直接関連しないのでさておくとして、もう一つの政策方針の変化は「『総合的な家庭政策の確立』の必要性の提起」だとし、そのことが1990年版『厚生白書』⁽²¹⁾の記述に端的に表れているという。同白書では、いわゆる1.57ショックを念頭において、「家庭を築くことや子育てに喜びを感じることができる社会の実現を目指し、これまで述べてきた（多様な保育サービスの展開や子育てについての相談支援体制の充実、児童手当制度の改正等の一筆者）施策を総合的に展開することにより、結婚や出産、子育てへの意欲をもつ人々を支援し、健やかに子どもを産み育てができるような環境づくりを推進していく必要がある」と、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを課題とした「総合的な家庭政策の確立」を提起しているが、こうした方向への政策方針の変化は、たしかに原田の指摘するとおり、これまで私的領域として自助努力に委ねられてきた家族の位置と役割の見直しに結びつき、家族への積極的な政策対応の道を拓いていくことになったということができるよう。以後、たとえば児童家庭福祉の分野での少子化対策や子育て支援施策の積極的展開にみられるように、こうした政策方針の変化の流れが主流を形成していく。そして、以上のような家族に関わる政策方針の転換が背景となって、本稿でも冒頭に紹介したような子ども虐待への国の精力的な取組みが展開されていくことになり、その結果として、わが国でも子ども虐待が本格的に顕在化するようになったのである。

(3) 子どもの養育過程で発生する今日の虐待

さて、今日の子ども虐待が過去に比べて新しいタイプの虐待ではないかと考えられる第2点目は、今日深刻だとされる虐待が、さきに許斐の指摘にみたとおり、主に家族の中で親などの家族員が虐待者となって子どもの養育過程において行われるものだということである。児童相談所で相談を受け付けた虐待について「主たる虐待者」の割合をみると、2000年度で、実父以外を含めた「父」がほぼ30%，実母以外を含めた「母」がほぼ63%，そして祖父母・叔父叔母などの「その他」が6.7%となっており、ほとんどの虐待が家庭の中で親などの養育者が虐待者となって発生していることがわかる。⁽²²⁾しかし、そもそも児童相談所での虐待の把握は、養護相談中の家族環境の項目の中に虐待のカテゴリーを設けて行うようになったものであるわけだから、もともと児童相談所の受け付ける相談で把握されるのは、子どもの家庭養育の過程で発生する虐待に限定されたものである点を考慮しなくてはならないだろう。だが、むしろこのことは、児童相談所への相談から把握し、対応を図ろうとする子ども虐待が、まさにこの種の虐待なのだということを如実に物語っているとみなすべきかもしれない。なによりも、「児童虐待の防止等に関する法律」が、児童虐待を定義した第2条で「保護者がその監護する児童に対し」て行う行為だと、子ども虐待は子どもを監護・養育する者による行為だという点をはっきりと示しているのである。

ところが、高橋重宏らは、子ども虐待の定義の検討のなかで、虐待者について、「子ども本人や

家族が援助を必要かどうか、および加害者への指導や援助・処罰が必要か否かという観点からは、（親または親に代わる保護者以外の一筆者）第三者の場合も子どもへの虐待に含めて定義することが適切」と述べている。⁽²⁴⁾ そうだとすると、法が虐待者を保護者に限定するのは不適切なのかという疑問が湧く。また、浅井は、子どもの虐待は「……多くは家庭がその現場になっているが、ほかに地域、学校、保育所、幼稚園、児童福祉施設などの専門機関・施設でおこなわれることも少なくない」と、とくに保育所などでの専門職による虐待の深刻さを指摘している。⁽²⁵⁾ そのとおりであるならば、今日の虐待は子どもの養育過程で親などの保護者によって行われるものだとは必ずしもいきれないことになろう。だが、第三者が加害者となると高橋らが想定する虐待は、現実には、浅井が指摘するような保育所や幼稚園、児童福祉施設などで発生するものなのではないだろうか。こうした施設などは、いわば家庭の延長線上に位置づけられる性格のものであり、子どもが育てられる場、養育される場なのである。したがって、こうした場に発生する虐待も子どもの養育過程で生ずる虐待の一種だとみなして差し支えないだろう。さらに、こうした場に発生する虐待の加害者が親や保護者以外の第三者であっても、それらに準ずる養育者と判断して差し支えないということもできよう。なによりも留意しなくてはならないのは、今日の虐待が子どもを大切に養育するはずの者の手によって、まさにその養育の過程で行われるものだという点なのである。泉薰は、「連続幼児殺人事件のごとき、子どもの生活とは全く無関係の者による行為も広い意味では児童虐待と考えられる」が、「家庭内における虐待は、家族の抱えるさまざまな問題状況が弱者である子どもに集約される」という意味で、『家族病理』といるべき共通の要因」が背景にあり、したがってこの『家族病理』を解明し、治療することにより、その家庭を子どもの養育にふさわしい場に変えることを目標に行動すること」を目指すために「加害者（虐待者）が親または保護者である場合の現状分析や対応策を検討」する必要があると述べている。⁽²⁶⁾ 家族病理要因が背景にある点については後に論究することとして、虐待が、たんに子どもの権利の確立した社会において発生する子どもに対する人権侵害行為だから特別な対策が必要なのだとするならば、たしかに、連続幼児殺人事件のような子どもの養育とは無関係な状況で生じる行為も子ども虐待だとみなさなくてはならないであろう。だが、泉が述べているように、いま講じられようとしている特別な対策の目指すのは子どもが適切な環境の下で養育されるようになることなのである。なによりも、子どもがそのなかで虐待されている家庭養育の回復が目指されるのである。このように、今日の虐待は、子どもの家庭養育問題、それも最も深刻な問題のひとつとして位置づけられる点に大きな特徴があるということができよう。

では、以上のように深刻な子どもの養育問題として位置づけられる虐待は、あくまでも今日的な新しい虐待、すなわち産業化の進んだ現在の先進工業国社会に固有にその発生がみられるものであって、したがって、過去における子ども虐待とは、それが、許斐がいうように、「子どもに対する大人の不当な取り扱いや搾取の全体……たとえば、子どもの人身売買、障害児などを見せ物にする行為、物乞いをさせる行為、酒席で酌をさせる行為など」であった点で異なるといえるのであろうか。たしかに、昭和8年の児童虐待防止法は、第7条で「軽業、曲馬、又ハ戸戸ニ就キ若ハ道路ニ於イテ行フ諸芸ノ演出若ハ物品ノ販売其ノ他ノ業務及行為ニシテ児童ノ虐待ニ涉リ又ハ之ヲ誘発スル虞アルモノニ付キ必要アルト認ムルトキハ児童ヲ用フルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」と定め、また、同法案の提案理由についての政府委員の発言でも、「児童ニ対スル各種ノ虐待事実」と並んで「児童ノ心身発達上甚ダシキ弊害ヲ伴フ虞ガアリマスル所ノ、特殊ノ業務ニ児童ヲ使用ス

ル事実……是等ノ事実ハ何レモ児童ノ健康ヲ害ヒ，性能ノ発達ヲ阻ムハ勿論デアリマシテ」と，むしろ子どもの労働搾取につながると思われる行為が当時，子ども虐待として想定されていたことが窺える。けれども，同じ提案理由の発言のなかで同法案の内容の主な点が3つあげられているが，その第1の点として，なによりも，「児童ヲ保護スペキ責任アル者，即チ親権者後見人其他児童ヲ保護スペキ責任アル者ガ，児童ヲ虐待シ又著シク監護ヲ怠リマシタル場合ニ於キマシテハ，地方長官ヲシテ児童保護ノ責任アル者ニ対シマシテ，或イハ訓戒ヲ為シ又ハ，其監護ニ条件ヲ付スルコトヲ得セシムル共ニ，必要アル場合ニハ児童ヲ親権者後見人ニ引渡シ，若シクハ私人ノ家庭又ハ適當ナル施設ニ委託スルコトヲ得セシメマシテ，以テ児童ノ監護教養ニ充分ニ注意ヲ加エルコト（傍点筆者）」と述べられている点を見落としてはならないであろう。昭和8年の時点で既に親権者などによる児童への虐待や不適切な「監護教養」が深刻な問題として認識され，対応が図られようとしていたことが窺われる。そうだとすると，子どもの養育過程で親や保護者が虐待者となって発生するのが今日的な新しい虐待の特徴のひとつであると述べてきたが，それは決して現在になって発生するようになったという意味で「新しいタイプ」の子ども虐待の特徴ではないということになる。こうしたタイプの子ども虐待が戦前の遅くとも昭和8年の時点で既に深刻に受けとめられてもいたのである。したがって，この「新しい」とは，発生するようになった時期が単純に「新しい」からだという問題なのではないと考えなくてはならない。さきに，新しい子ども虐待は子どもの家庭養育問題として位置づけられる点を指摘したが，なによりも，新しい子ども虐待は子どもの家庭養育問題の発生とセットになって発生するようになったのではないかという点に注目する必要があるのでないだろうか。

子どもが専ら家族のなかで養育されるようになったのはそう古いことではなく，それまでは親や家族が親族と地域などと連携して子どもを育てていたことが知られている。つまり，かって子どもは，現在のように家庭（と学校）のなかで育ち，育てられるのではなく，親族と地域の相互扶助のなかで育っていたわけである。そして，子どもが専ら親などの家族の手によって養育されたようになったのは子ども中心主義の近代家族が成立して以降だとされる。たとえば，落合恵美子は「家族の基本的機能は子どもの養育であると一般的にいうことはできないが，『近代家族』についてはまさにそのとおりだ。なぜなら，『近代家族』は最初からそういうものとして成立した」ものなのだと述べているが，このような近代家族の成立については，「近代家族の理念が確立し喧伝される19世紀的段階と，それが全社会的に普及する20世紀的段階とを区別」でき，「日本の場合，前者の段階は大正期日本の都市部に，後者の段階は第二次世界大戦後に該当する」といわれる。社会史や家族史研究のなかで明らかにされてきた「近代家族」についての厳密な論議はここではさておくとして，近代に入って，家族はそれ以前の家族に比べて子どもの養育や教育にとくに力を入れるようになったといつてまず間違いないであろう。「子ども中心主義家族」であり，「教育する家族」の登場である。牟田和恵は，「産業化の萌芽する明治20年代……夫婦と子ども中心の情愛あふれる欧米を範とする『家庭（ホーム）』が称揚」され，「産業化が進行し都市化が進む明治末年から大正期には，こうした新しい家族観念を実現しうる，都市の新中産階級が一つの社会階層を成すに至る」という。同様に有地亨も，明治維新後の近代化の急速な進展のなか家族の周辺にも新たな変化が生じ，「大正の初めにしきりに欧米の家族が紹介され，それらの欧米の家族が『子ども本位の家族』であるのにたいして，日本の家族はそうでないと比較対照するもの」が多かった点を当時の資料を基に

指摘している。さらに、⁽²²⁾ 広田照幸は、親の子どもに対する教育的関心の高まりを論じたものではあるが、主に民俗学研究の資料などに基づいて、「村における伝統的な教育の担い手は、決して家族ではなかった」とし、それが「大正期、すなわち1910年代から1920年代にかけて、都市の新中産階級（専門職・俸給生活者）を中心として、子どもを意図的・組織的な教育対象と見なす親、さらには家庭を教育的な関心に基づいて合理的に編成しようとする親が、広範に登場してきた」という。⁽²³⁾ このように明治末期から大正にかけて、経済的に余裕のある新たな中間層を中心に子どもの養育や教育に熱心な親が現れるようになっていたわけであるが、こうした動きが維新後の国民国家の形成と連動したものであったということは言を俟たない。牟田は「明治期の総合雑誌において20年代後半から『家庭』『ホーム』というタームを用いて新しい家族のあり方を模索する記事が多く見られるようになり、新しい家族のあるべき姿が盛んに論じられる」ようになっていたが、そこには、「古い慣習や習俗にまみれた『家』から、清浄で無垢な『家庭』へと変貌をとげること、言い換えれば家庭という新しい家族が道徳の守護者となることへの期待であり、家長や舅姑さらに祖先ではなく、女性と子どもが中心に位置し、その小家族の単位が国家社会を構成する要素となるような構造をもつことの要請」といった、新たに「家庭」と呼ばれるようになった家族への期待が存在するようになっていたことを指摘する。そして、「その家族の中で女性は道徳を守り国家の礎をつくる責任を担い、子どもは道徳的に守られ礎となっていく存在となる」、つまり「新しい家族はまずなによりも『国民』を産み育てる場として意識される」というのである。⁽²⁴⁾ 以上、牟田にしたがえば、明治維新後の国民国家の形成のなか、国民を産み育てる場として家庭という新たな家族の観念が確立し、子どもはこの家庭の中で専ら母親の手で育てられるという、子どもにとってみれば新たな状況が出現するようになっていたということができよう。

さて、ここで注目すべきは、経済的な余裕のできた都市の新中間層のあいだでこのような子どもの家庭養育がみられるようになった、すなわち広田にしたがえば「教育する家族の登場」がみられたという事実である。広田によれば、「教育する家族」は大正期に登場するが、それが汎化するのは1960年代以降だという。⁽²⁵⁾ このことを逆にいえば、子どもの家庭養育の重要性が強調される一方で、教育する家族のあらゆる社会層への浸透・汎化がみられるようになるまでは、多くの家族において適切で十分な子どもの家庭養育は実現されるに至らなかったということになろう。したがって、そうした実情を背景に、子どもの家庭養育をめぐる問題、とりわけ親が自分の子どもを家庭の中で適切に養育しない、あるいはできないといった問題が意識されるようになっていたのではないかが推察される。広田も、「新中産階級の家族のあり方は、るべき家族のモデルとして、行政施策や専門家・知識人の言説を通して、他の諸階層の親子関係やしつけ態度を変容させていった」一方で、「『封建的』な農村や都市下層は、親子の情愛にも、教育的関心にも欠けるものとして批判されていった」と指摘するが、こうした新たな子どもの養育基準に照らして農村や都市下層での子どもの養育が問題視されるようになったのではないかを窺わせる。また、山根真理は、大正期に平塚らいてうや与謝野晶子らのあいだで闘わされた母性保護論争は、「母親の愛情に満ちた子育てを良し、とする『近代家族』規範の成立と、そのような家族觀からみれば大きな『家族問題』である（夫婦ともに働かねば生計を維持できない一筆者）労働者家族の実態を背景に、女性の仕事と子育てをめぐってなされた論争」だったとし、さらに、この母性保護論争の始まったのが、上に述べてきたような子どもの家庭養育が都市の新中間層に現れるようになった時期である点を指摘する。⁽²⁶⁾ 子ども中

心主義の家庭養育が理想とされるようになりながらも、現実はそうした理想的な子どもの家庭養育とはほど遠い状況であったということができよう。

こうした時期に、児童保護事業が成立し、展開されるようになっていた事実にも注意が必要であろう。吉田久一によれば、わが国において児童保護事業が成立したのは大正後半期だという。吉田は、児童保護の成立の目的や動機について、ひとつには、国際的な児童保護の潮流が刺激を与えたことがあるが、「独占資本の確立を背景に、『産業予備軍としての児童』の要請、人口政策としての乳幼児の死亡低下対策など、児童の人権以外の観点から、児童が取り上げられた場合が多かったことも否定できない」としている。⁽³⁸⁾ 子ども中心主義の近代家族成立の一方のモメントである国民国家形成における国民の育成・教育の要請とこの要請に応えるべき近代家族の登場が一部中間層のあいだだけに限られていたというズレが、いきおい、児童保護へ国家が乗り出す契機のひとつとなつたといえないだろうか。古川孝順も、第一次世界大戦後の大正期に、「児童問題は、孤児・棄児・不良児などに限定される問題ではなく児童一般を担い手とする社会問題」となり、児童の扶養が家庭の私事として放置できる問題ではないとの認識がもたれるようになり、児童保護が国家の政策課題となつたと指摘する。⁽³⁹⁾ 古川の論議は、こうした事態は、資本主義経済の急速な進展に伴う国民の生活の破綻を背景とした児童問題の深刻化へ国家も対応を図らざるをえなくなつため生じたとするものであるが、それだけでなく、児童保護が当時意識されるようになっていた不適切な子どもの家庭養育の問題との関連で捉えられるようになった結果生じたものだという側面をもつことを指摘したい。このこととの関連で興味を惹くのは、「大正後半期の社会事業で注目された分野の一つは乳幼児の保育」⁽⁴⁰⁾ だということ、とくに「画期的ともいえる公立の保育所の誕生」⁽⁴¹⁾ がみられたことである。児童保護の成立期に、子どもを抱えた婦人の労働問題への対応に当時としては積極的な取組みがみられるのであるが、それはとりもなおさず、当時子どもの家庭養育への危惧がもたれるようになつていたためではないかが窺われるのである。

以上にみてきたように、いわば近代的な子どもの家庭養育体制が出現し、その浸透が目指されるなかで、子どもの家庭養育上の様々な問題が噴出するようになったのだということができるのである。新しいタイプの子ども虐待はそうした子どもの家庭養育上の問題のそれも最も深刻な問題のひとつなのである。そうであるからこそ、家庭での親などの保護者による子どもの虐待が昭和の始めに既に公的な対応の図られようとする深刻な問題として顕在化していたわけである。

(4) 子どもの家族からの開放—子ども虐待の社会の克服への道を探る—

これまで、今日の子ども虐待が過去に比べて新しいタイプの虐待ではないかについて、現在深刻に受けとめられている虐待が近代的な子ども觀が成立し、子どもの権利が確立している社会に発生する虐待である点、およびそれが親などの養育者の手によって子どもの養育過程で行われる虐待である点を指摘してきた。さて、第3に指摘できるのは今日の子ども虐待は、虐待する者の精神病理や家族の病理が背景となって発生するものだと理解される傾向が強いことである。さきにみた池田の見解がそうした理解の代表的のものであるし、一般的にいえば、「子どもの虐待の顕在化数の増加傾向は『深刻化する現代の家族病理』⁽⁴²⁾ という議論を生んでいる」といってよいだろう。子どもの虐待は許されざる逸脱行動であり、その背後に虐待する親や家族の病理が潜んでいるとされる。さ

らに、こうした虐待についての解釈に現代家族の子育て機能の低下や脆弱化が結びつけられる。「昔は一人の子どもに対して親を始め、たくさんの人手と目があった」が、現在では、「子育てで何かあったときに、他人の手助けはほとんど見込めなく、親の肩に子育ての全責任が重くのしかかり、孤立感を感じやすくなる。とするならば、現代は虐待をおこしやすい時代を迎えた」といえなくもないだろう。才村純も、厚生省の発行する『子ども虐待対応の手引き』作成の経緯説明のなかで「最近では、都市化・核家族化が進行する中で、子育てを行う親の孤立感の問題が深刻化」し、その結果「子育てに不安や負担を感じる親が増加してきており、このことが児童虐待の直接的・間接的な要因になっている」との見解を示している。このように今日深刻化する子ども虐待は、子どもを養育するうえで「ひ弱で問題が多い」とされる現代のとくに都市化した状況における核家族のなかで発生する病理的な問題として理解されるようになっているということができるよう。

そこでまず、子どもを虐待することは個人や家族の病理現象だとの見解について吟味してみよう。上野は、現代的な子ども虐待について、この問題の性格づけに関する特徴が「問題の原因として経済的要因の色彩が薄められている」こと、および「問題の医療対象化」の2点にあるという。すなわち、「児童虐待は、経済的な色彩の強い問題というよりも、親自身が子ども時代に虐待を受けていたりして愛された経験が乏しいために未熟・攻撃的・依存的である、といった個人の性格上の問題、また夫婦の不和などによる家族内での孤立といった家族関係の問題と考えられており、カウンセリング治療や家族療法で改善されうる」ものだと解釈される傾向が強いというのである。さらに、このような問題の性格づけに家族の子どもの養育機能の低下が関連づけられる点を指摘する。上野の指摘は、今日における子ども虐待の増加を深刻に受けとめる言説の特徴を述べたものであるが、子ども虐待問題の社会的構築の文脈を離れてみても、いま対応が図られようとしている子ども虐待が、まさにこうした問題なのだということができよう。今日の虐待では、なによりも虐待する親や保護者個人の性格上の問題や虐待を惹起するような病理的な家族関係が問われようとしているのである。たとえば、西澤哲は、まず「虐待という現象はいうまでもなく家族の病理である」としたうえで、虐待傾向にある親の性格特徴と虐待を生じやすい家族の特徴を、主に米国での研究成果に基づいて整理している。すなわち、虐待傾向のある親の性格特徴を、①依存性および受動性、②衝動性と攻撃性、③知的能力および不適切な期待感、④精神疾患、および⑤主に父親が虐待者である場合のアルコール依存症その他の薬物依存症や幼少期の親との情緒的な関係の不満足にまとめ、また、虐待を生じる家族の特徴を、①夫婦関係の不安定さ、②社会経済的状況の貧困さ、および③社会関係の脆弱さにまとめている。さらに、現実の子ども虐待の発生にはこれらの特徴が単独で作用するというより、複数要因が重複して作用する点も指摘している。これらの親や家族の特徴ないし要因が実際にどの程度虐待を惹起するものであるかについての吟味は本稿の能力外であるが、ここで指摘したいのは、今日の子ども虐待が個人の精神病理や家族病理を背景として生じるといわれるとき、そこで問われようとしているのは親の性格上の問題や夫婦関係をはじめとした家族関係の問題だということである。子ども虐待は、子どもを養育する親に性格やパーソナリティーの面で問題があつたり、夫婦関係などの家族関係に問題があつたりするために発生するのだとされるのである。このように、今日では、問題のある性格やパーソナリティーをもつ親や問題のある家族関係のなかで子どもが養育されるために、子どもに対する重大な人権侵害行為であり、逸脱行為である虐待が発生するものだと考えられているのである。

本稿の冒頭で子どもは親を選べない点についてふれたが、今日の子ども虐待は、主に子どもが養育される、子ども自身では選ぶことのできない親や家族の条件に問題があるために発生するものだとすると、また今日のわが国が子どもの権利の確立した子どもの人権が標榜される社会であることと考え併せると、以上のような問題のある親が養育者になったり、問題のある家族関係によって養育環境が構成されるといった事態も生起しうるような現在の子どもの家庭養育の在りようそのものが検討される必要があろう。前節で述べたように、わが国でも、明治末から大正にかけて、都市の新中間層を中心に教育する家族や近代的な子ども中心家族が登場するようになったが、それを子どもの家庭養育体制の整備の始まりとでも呼べば、また広田や小玉の指摘するとおり、こうした家族の汎化が1960年代の高度成長期であるとするならば、この時期に子どもの家庭養育体制が整ったとみることができよう。そうであるならば、この時期以降、あらゆる階層の子どもたちは家庭で親をはじめとする家族によって大切に育てられるようになったはずである。だが、子ども中心主義家族や教育する家族の汎化とは、その理念の浸透であって、現実にあらゆる階層において子どもが家庭で大事に育てられるようになったことと混同してはならないだろう。さらに、上野が述べるように、「現在いわれているところの家族病理としての児童虐待は、家庭の養育環境が全般的に良くなっていることと、また親の子どもへの愛情規範が衰退しているのではなく、規範が確固として存在していることにむしろ関係」しており、「社会が子どもを軽んじているからではなく、1人ひとりの子どもの存在を価値づけているからこそ、問題が私たちにはじめて見えてくる」という側面も見逃してはならないだろう。この点については、広田も、「歴史的に検証してみると、親子関係が希薄化しているとか、親がちゃんと育てなくなっている、という見方は誤り」であり、「暴君的な父親はめっきり減り、時間とお金をたっぷりかけて子育てに熱心にとりくむ親が増えて」おり、家庭での子どもの教育や養育をめぐる状況はトータルにみれば良くなっている点の確認の必要性を指摘している。⁽⁴⁶⁾

今日の子ども虐待問題を理解するためには、じつは、それが、こうしたむしろ良好になった子どもの家庭養育をめぐる趨勢のなかに生起する事実に注目することが必要なのではないだろうか。そこで、上野や広田に倣って、今日のわが国では子ども中心主義家族や教育する家族が汎化するなか子どもの養育をめぐる状況は良好になっているとの仮説の上に立ってみよう。全般的にみれば、近代に入って始まった子どもの家庭養育体制の整備につれて子どもは家庭で大切に育てられるようになっているというわけである。ところが、この子どもの家庭養育システムは、渡辺秀樹によれば、子どもの養育が母親に独占され、その責任も母親が全面的に負うことが期待される単純な養育構造であるという限界をもつという。すなわち、わが国でも1920年代に当時の新中間層に萌芽し、戦後の高度成長期に一般化した近代産業社会の養育構造は、子どもの養育がマルティプル・ペアレンティングによって実現される前近代社会の養育構造に比べて、「母親と子どもとの関係をサポートしたり、補完したり、あるいは相対化したりする社会的な仕組みが脆弱」だというのである。⁽⁴⁷⁾ 以上の渡辺の論議から2点指摘したい。いまの子どもの家庭養育では、その担い手が実質的に親、とくに母親だけに限定されたようになった点、そして、その結果として親の養育者として役割が、過去に比べて肥大するようになったという点である。けれども、この養育者の親への限定・特定化とその役割の肥大化こそ、子どもの家庭養育体制の整備で目指されたことなのではないだろうか。それまで拡散的で、責任の所在も曖昧であった子どもの養育を、家庭で特定化された人物すなわち親とりわ

け母親の手に専ら委ねることによって万全が期されようとしたのではないだろうか。そうだとすれば、子どもの家庭養育体制の整備でなによりも焦点化するのは親の養育者としての役割遂行能力である。廣田によると、教育する家族の登場する大正期に入ってそれまでは見られなかった、家庭での育児・しつけや教育に関する親向けのガイドブックが、それもおびただしい種類発行されるようになったという。⁽⁵⁾ それは近代的な子どもの家庭養育体制の整備が始まって、養育者としての親の役割遂行能力の向上が要請されるようになったからだといえないだろうか。また、牟田も、明治20年代から30年代の「家庭ジャーナリズム・家庭教育論・家庭小説の……ディスクールの背後でつねに繰り返されるのは、これまでの家族が、猥褻と不品行に包まれており、とくに子どもの成長や教育に不適合であるという認識」であり、「家庭が俗悪から守られ無垢であるべきだという観念」が繰り返し語られている点を明らかにしているが、⁽⁵⁾ こうした動きも、子どもの家庭養育体制の整備に向けた親の役割の洗い直しの始まりだったとみなすことができないだろうか。さらに、良妻賢母教育の開始がこうした動きと連動したものだったということ也可能かもしれない。

いずれにせよ、渡辺の指摘するとおり、近代産業社会の育児構造の特徴が親とくに母親への養育者の限定・特定化とその役割の肥大化であるとするならば、近代的な子どもの家庭養育体制の整備に際してなによりも問われるのは親の養育者としての適切な役割遂行能力の獲得であろう。さらに、子どもの養育の場が家庭という場に限定されたものであるから、こうした能力の発揮されうる適切な家庭環境や家族関係が用意されていることも必要となろう。このように、近代的な子どもの養育体制の整備には、親の養育者としての適切な役割遂行能力の獲得とこうした能力の発揮に必要な家庭環境・家族関係の存在が不可欠なのである。こうした役割遂行能力を獲得し、その能力を発揮するための家庭環境・家族関係を築きうる親を「自立した強い個人」とでも呼べば、近代的な子どもの家庭養育システムは親が自立した強い個人であることを前提としてはじめて機能しうるものなのである。ところが、少なくとも結婚・出産・子育てが個人の自由と自助努力に委ねられるものである以上、親が自立した強い個人であるという確実な保障はない。けれども、子どもの側からみれば、養育者が親に特定化されているために、必ずしも自立した強い個人だという保障があるわけではない養育者に一方的に依存させされることになる。この点にこそ、子どものウェル・ビーイングを平等に保障するうえで近代的な子どもの家庭養育システムの大きな限界があるといわざるをえないのである。親が自立した強い個人である限りで子どものウェル・ビーイングが保障されうる、という限界である。

さて、今日子どもの養育をめぐる状況は良好になっているとの仮説に戻れば、現在多くの家庭では、子どもは自立した強い個人である親によって養育される傾向が強まっているということになろう。子どもを養育するうえで自立した強い個人であるための条件を経済的要因と親のパーソナリティー要因に分ければ、前者については経済成長が、後者については教育の普及や高学歴化、そしてなによりも子ども中心主義家族や教育する家族の理念の浸透がこうした事態の出現に関与しているということができるよう。だが、上に述べたように、親となる者が必ず自立した強い個人であるという保障はない。貧困に喘いでいる親や子どもの養育上問題のあるパーソナリティーや意識をもった親がないわけではない。したがって、子どもの養育をめぐる状況は全体的にみれば良好になっているといえ、虐待を含めて子どもの養護問題の発生は後を絶たないことになる。今日の子どもの養護問題は、「親の孤立化、日常生活技術の未熟さ、親意識の未発達（希薄さ）がもたらす問題………い

わば未熟な親子関係、監護能力の欠如⁽⁵⁾の問題であるとされるが、それは、村岡末広が指摘するところ、すばり親の「養育能力の貧困」の問題だということができよう。興味を惹くのは、こうした子どもの養護問題の特徴が現れるようになったのが、ちょうど子ども中心主義家族や教育する家族の汎化がみられた高度成長期だということである。子どもの家庭養育体制の整備は、かえって親の不適切な子どもの養育問題を顕在化させたとも解釈できよう。

以上のように、近代的な子どもの家庭養育システムは親となる者が自立した強い個人である保障がないという限界をもつために、子どもを養育するうえで問題をもつ親に子どもが一方的に依存する状況におかれること態の発生を避けることができない。子ども虐待はこうした子どもの家庭養育の構造の下で生起するものであり、まずこの点を確認しておくことが必要である。そのうえで、虐待のない子どもの養育システムの在りようを探ることにしよう。まず、親となる者が自立した強い個人である保障が不十分である点をいかにしたら改善できるであろうか。もちろん、親になるための資格証明書を課すなどといった方策は理念上できないし、現実的でもない。したがって、採りうる方策は親となる者への自立した個人に向けての社会的支援ということになろう。すなわち、親への(必要な場合の)経済的支援と山縣文治のいうところの、「『親になる』プロセスへの援助」である「親育ち支援」⁽⁶⁾の推進である。これが、現在の児童家庭福祉の目指す方向だといってよいであろう。こうした方向での施策の推進も、もちろん取組むべき重要な課題であろうし、この方向で地道な努力を積み重ねていくしか方策はないのかもしれない。けれども、それだけで子どもを虐待する親が完全にいなくなるとも思えない。なぜならば、親に対する経済的支援や親育ち支援の推進が実際にすべての親を自立した強い個人たらしめるとは思えないし、なによりもそれは子どもが親を選べない不条理を解消するものではないからである。この不条理は、基本的には子どものウェル・ビーイングが親の条件によって一方的に決定される構造に起因する。この構造を変えない限りすべての子どもに平等にウェル・ビーイングを保障することにはならないだろう。そうであるならば、いまひとつの方策として目指されるべきは、親・家族への一方的依存の克服という意味での子どもの親・家族からの解放の道を探ることである。その詳しい道を辿ることは本稿の能力外であるが、道標になるような点をいくつか指摘すれば、まず、権利の行使者としての子ども観を実効のあるものとし、保護される子ども観を実質的に超克することが必要であろう。最後のマイノリティとしての子どもの位置の変更である。また、子どもの養育者への一方的な依存が、養育者の親への限定・特定化とその役割の肥大化に起因するものであるならば、こうした養育構造の見直しも必要となろう。渡辺が指摘するようにもっと複雑な養育構造の新たな構築が目指されなくてはならないのかもしれないし、さらに家族の範囲を超えた子どもの養育ネットワークの確立に向けた福祉コミュニティの形成が模索されることも必要となろう。だが、その際に留意すべきは、子どもの家庭養育をめぐる状況はむしろ良好になっているとの仮説が妥当なものであるならば、現在の子どもの養育構造の見直しがこうした良好な状況をかえって悪化させるようなことがあってはならないということである。そのためには、あくまでも子どもの養育責任の所在が明確な養育構造が追求されなくてならないだろう。いずれにせよ、すべての子どもが虐待のない環境で安心して育っていくことのできる道を拓くうえで、上に述べたような意味での子どもの家族からの解放とそれを推進する児童家庭福祉の展開が望まれるのである。

注

- (1) 高橋重宏（編）『子ども虐待』有斐閣 2001年 p.83
- (2) 広田照幸『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会 2001年 p.374-375
- (3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課虐待防止対策室「児童虐待防止法施行後の状況と施策動向」『月刊福祉』2002年11月号 p.12-13
- (4) 副田義也「現代家族論の基本的視角」副田義也・樋川典子（編）『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房 2000年 p.42-43
- (5) 庄司洋子「家族・児童福祉の視座」庄司洋子・松原康雄・山縣文治（編）『家族・児童福祉』有斐閣 1998年
- (6) 上野加代子『児童虐待の社会学』世界思想社 1996年 p.7-8
- (7) 池田由子『児童虐待』中央公論社 1987年 p.9
- (8) 津崎哲郎『子どもの虐待』朱鷺書房 1992年 p.15
- (9) 許斐有『子どもの権利と児童福祉法』信山社 1996年 p.108-109
- (10) 井垣章二『児童虐待の家族と社会』ミネルヴァ書房 1998年 p.1
- (11) 井垣章二 同上 p.48
- (12) 許斐有「子どもの権利保障の視点」児童虐待防止制度研究会（編）『子どもの虐待防止』朱鷺書房 1993年 p.230
- (13) 浅井春夫『児童福祉改革と実践の課題』日本評論社 1998年 p.186
- (14) 『児童福祉法五十年の歩み』厚生省児童家庭局 1998年 p.53-54
- (15) 津崎哲郎 前掲書 p.14
- (16) 井垣章二 前掲書 p.50, 52
- (17) 上野加代子 前掲書
- (18) 池田由子 前掲書 p.203-204
- (19) 小林美智子「児童虐待の発見と診断」児童虐待防止制度研究会（編）『子どもの虐待防止』朱鷺書房 1993年 p.140-141
- (20) 原田純孝「日本型福祉と家族政策」『家族に介入する社会（変貌する家族6）』岩波書店 1992年 p.41
- (21) 原田純孝 前掲論文 p.54
- (22) 『厚生白書（平成2年版）』1991年 p.105
- (23) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『児童相談所における児童虐待等の状況報告』2001年6月
- (24) 高橋重宏 他「子どもの虐待に関するインターベンションのあり方（1）」1994年 『日本総合愛育研究所紀要』第31集 p.81
- (25) 浅井春夫 前掲書 p.195.
- (26) 泉薰「児童虐待の概要」児童虐待防止制度研究会（編）『子どもの虐待防止』朱鷺書房 1993年 p.14

- (27) 許斐有 前掲書 p.109
- (28) 日本検察学会(編)『児童虐待防止法解説』立興社 1933年 p.2-3
- (29) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房 1989年 p.85
- (30) 小玉重夫「家族の現在」教育科学研究会(編)『現代と人間(現代社会と教育①)』大月書店 1993年 p.200
- (31) 牟田和恵『戦略としての家族』新曜社 1996年 p.35-36
- (32) 有地亨『日本の親子二百年』新潮社 1986年 p.69
- (33) 広田照幸 前掲書 p.227, 230
- (34) 牟田和恵 前掲書 p.157, 163-164
- (35) 広田照幸 前掲書 p.233
- (36) 広田照幸 同上 p.234
- (37) 山根真理「フェミニズムからみた家族福祉」野々山久也(編)『家族福祉の視点』ミネルヴァ書房 1992年 p.178
- (38) 吉田久一『現代社会事業史研究』川島書店 1990年 p.61
- (39) 古川孝順『子どもの権利』有斐閣 1982年 p.242
- (40) 吉田久一 前掲書 p.65
- (41) 一番ヶ康子・高島進(編)『社会福祉の歴史』(講座社会福祉第2巻)有斐閣 1981年 p.52
- (42) 石川洋明「子どもの虐待」四方壽男(編)『家族の崩壊』ミネルヴァ書房 1999年 p.75
- (43) 草間吉夫「児童虐待問題に対する私の提案」2001年『児童養護』第31巻第1号 p.40-41
- (44) 才村純「厚生省発行『子ども虐待防止の手引き』」1999年『母子情報』第39号
- (45) 上野加代子 前掲書 p.111, 113
- (46) 西澤哲『子どもの虐待』誠信書房 1994年 p.54
- (47) 上野加代子「児童福祉のパラダイム転換」上野加代子 他(編)『児童虐待時代の福祉臨床学』明石書店 2002年 p.20
- (48) 広田照幸 前掲書 p.373
- (49) 渡辺秀樹「発達社会学から見た親子関係」藤崎宏子(編)『親と子 交差するライフコース』ミネルヴァ書房 2000年 p.56
- (50) 広田照幸『日本人のしつけは衰退したか』講談社 1999年
- (51) 牟田和恵 前掲書 p.164
- (52) 吉澤英子「社会的養護の発想の原点を求めて」全国社会福祉協議会養護施設協議会(編)『養護施設の40年』1986年 p.114-115
- (53) 村岡末広「東京での養護問題の特徴」1979年『児童養護』第11巻第1号
- (54) 山縣文治「子ども家庭福祉サービスの考え方」柏女靈峰・山縣文治(編)『新しい子ども家庭福祉』1998年 第1章 p.23